

④8/22 学習会 九州弁護士 徳田靖之弁護士のお話し

皆さん、こんにちは。弁護団の徳田です。原告の皆さんの本当に胸に迫るお話を聞きながら、改めて弁護士として、この裁判を絶対に勝ち抜かなければいけない、そういう思いを強くしているところです。

私からは今日、皆さんのお話を少し補足する形で、HPV ワクチン薬害訴訟について、少し説明をさせて頂こうかなと思います。今日参加していただいている皆さんは原告の方、そのご家族、あるいはこの裁判のご支援に関わってこられた方々が多いと思うので、これから私が話す事はもう皆さんにとってはすでによくわかってるかもわかりません。しかし、とても大事なことがあると思いますので、少し基本的なところからお話をしたいと思います。

最初に、ワクチンとは一体どういうものなのか？ということのを少し考えてみたいのです。このワクチンという考え方というのは、ご存知の通り、ジェンナーの種痘。これに始まる訳です。考え方というのは、一定の病原体となる物を体内に注入して抗体を作り、その抗体ができればその病気に罹らなくなるという、そういう原理。抗体がどうやってできるかという、免疫系を刺激することによってできるということになるわけですから、ワクチンを投与されますと、免疫系を中心として副反応が起こるということは、これは必然的なこと。つまりワクチンを投与して副反応が起こらないなどということはありません。その副反応に深刻な被害、そうでもない被害、それからどれぐらいの割合で副反応が起こるかという違いがあるだけです。今この HPV ワクチン薬害訴訟で製薬会社の方が、まるで副反応が起こらないような主張をしていますが、そんなことはそもそもワクチンというものを作る仕組み自体からありえない。ワクチンというのは必ず副反応がある。そのことはコロナでも常にみなさんが経験していることだと申し上げたいと思います。

その上で私たちはよく承知しておかなければいけないのは、これはワクチンというのが開発する製薬会社にとって、どれだけ莫大な利益を生み出すものであるのかということなのです。先ほどお話がありましたけれど、いわゆるその薬害と言われているものってというのは、一定の病気にかかった人たちに対する治療薬として投与されるのです。ですから、病気にかかった人たちだけに投与されるのです。しかし、このワクチンというのは、健康の人たちに一定の病気にかからない予防の為に投与されるわけですから、投与を受ける単位というのは何百万人、何千万人、今のコロナのことで言えば、何億人というのが対象になるわけです。わかりますよね、ものすごい利益が、ワクチンを作って販売している製薬会社には転がり込んでくるということになるわけです。これは一般のお薬を製造販売して受ける利益と比較にならないような莫大な利益を製薬会社にもたらします。この裁判で、原告の皆さんが本当に皆さん歯軋りするような思いで被告の対応を眺めておられると思うのですけれども、彼らが、あれほどまでに卑劣な態度をとってでも自分たちの立場を守り抜こうとしているのは、このワクチンによって、彼らが得る利益、我々の想像をはるかに超える莫大な利益。これを、この裁判がいわば妨害しようとしているという位置づけだからということになるわけです。この製薬会社ってというのは、本来であればお薬であるとか、こうしたワクチンなどを開発して販売し、人の命や健康を守っていくということを使命にしているはずの会社ですけれども、そういうお薬やワクチンの開発という仕事を通して、莫大な利益を上げるということが企業目的になっているために、このような形で被害を受けた方々が立ち上がってくると、その裁判を徹底的に潰そうとしてくるという、そういう会社でもあるということ、私たちはしっかり認識しておく必要があると思います。

コロナワクチンでぜひ注目してみたいのは、いろんな会社がコロナワクチンの開発をしますけれど、もう散々、多くの先進国の国家予算を超えるような利益を上げているのではないかと思いますけれど、彼らはその値段を下げないので、アフリカとかいろんな地方における開発途上国では、このワクチンの入手がうまくいかない。世界のお金持ちの国はもう 3 回目のワクチンをやろうかなと思っているわけですが、豊かでない国はまだワク

チンが全く届く目処も立ってないということが、なぜそういうことが起こっているかということ、製薬会社が自分たちが開発したワクチンについて、絶対にその値段を下げようとしない、自分たちの利益を獲得することが最優先になっている。まず、この HPV ワクチン薬害訴訟を考える際に、このワクチンというのが製薬会社にとってどういう意味を持つのかということ、私たちはしっかり認識しておく必要があるのかなと思います。

二つ目に、薬害とういうのはどういう構造を持っているのかということについて、少しお話をしていきたいと思います。薬害とういうのは例外なく、私たちの言葉で三位一体と言うのですが、製薬会社とお医者さんとそして国が、やっぱり一体となって起こすそういう被害。先程本当に切実なこととして、いろんな副反応の情報があつたのに、なぜ国はこう言った事、積極的に推奨したり、定期接種をしようということにしたのか？

必ず製薬会社は国と専門医に働きかけをします。その製薬会社の働きかけを受けた専門家たちから、この薬、このワクチンが絶対必要だということを声高らかに言い始めます。先程、こうした HPV ワクチンを定期接種するか、積極的に推奨するかどうかということ、これを判定した国の専門家会議のうち 4 人を除いて全員が製薬会社からお金をいただいていたという話がありました。そうした形で製薬会社は専門医と思われる人、あるいは感染症の専門家、ワクチンの専門家という人たちに、さまざまな名目で資金提供を行っている。そして薬やワクチンがとても有効で、副反応は大したことがないということを言います。これを受けて国が薬の承認を行ない、ワクチンについて積極的な接種を勧奨するという仕組みが出来上がって、つまり薬害という裁判というのは、国と製薬会社と専門医が一体となった形、その構造の中から生み出されてくるのだということ、私たちはしっかりと受け止める必要があるのではないかなと言う気がします。

三つ目に私が話しておきたいのは、じゃあ今、原告の皆さんが本当につらいつらい思いをしながら、この薬害裁判を行っていることの意味がどこにあるかということです。私はその意味を三つあげることができるのではないかなと思うのです。

一つは、何よりも大事なことですけれど、原因を徹底的に究明することです。先程来、本当に悲痛な叫び声として。梅本さんをはじめ多くの方が話しておられました。「あなた受験から逃げているだけじゃないの?」「ストレスか何かによる心因性じゃないの?」被害を受けているのに、そういうふうな形で頼みのお医者さんから言われてしまう。学校の先生からもそう言われる。こんなに苦しい思いをしているのに、それは私が悪いのか、私は今置かれた状況から逃げ出そうとしているだけなのか?いや、そうじゃないんだ。これがワクチンの副反応によるものだという、その原因を明らかにする。あるいは梅本さんのお母さんのように、私がワクチンを受けなさいと勧めたことが悪かったのではないかな。多くのお母さん達は、娘さんがこういう被害を受けたときに、本当に胸を痛め続けられてきたんですよ。そこで親との関係が本当に難しくなってきた、そういうケースも少なくないと思う。そうじゃないんだ、この被害こそは HPV ワクチンによる副反応によるんだっていうこの原因究明をすること。これが、第一のこの裁判の目的と言うことになります。その原因が明らかになることを通して、本当に苦しんできたその被害の、本当に何分の一かの保障をさせるということが、この裁判の第一の目的ということになるんだろうと思います。

そして第 2 の目的が今日原告以外、あるいはご家族以外に参加しておられる方々に是非とも、知っておいていただきたいことですが、この裁判は原告の皆さんやご家族の皆さんが、私たちのような被害を繰り返させないために闘っている裁判だということです。同じような被害で苦しむ人がもう二度とと出て欲しくないという、そういう思いを込めて、皆さん方はさまざまな困難を乗り越え闘っている裁判であるということです。私たちはしっかりと受け止めて、この裁判を支えていく、一人一人の使命として、しっかりと認識していくことが求められているのではないかなと思うわけです。

そして3つ目、これは昨日も原告団の総会で、必要な声が原告の方から挙げたようでしたが治療方法を確立させるということです。今、鹿児島大学の医学部の先生方をはじめとして何人かの献身的なお医者さんたちは、被害者とともに、どうしてこうした状況から抜け出していけるのかという治療法の確立に、本当に全身全霊で闘っておられます、この裁判は、国や製薬会社の責任をはっきりさせるということをとって国や製薬会社の総力をあげて治療法の確立に取り組ませるということを目的にしています。この点では、いくつもの貴重な先例があります。例えば私の参加した薬害エイズ。この裁判では、原告の皆さんはエイズについての治療法の確立ということを裁判の、大きな目標として掲げました。裁判が勝利的な和解をした後で、国はエイズについての研究開発治療センターを設置しました。そこで世界最高レベルの、エイズの発症予防治療に取り組んでいくという、そういう仕組みを作り、全国に拠点病院、中核病院というのを開始し、そのウイルスに感染した人たちの治療体制を確立するという仕組みをつくっていきました。

また薬害ではありませんが、実は脳脊髄液減少症という病気があります。これはちょっとした外傷等で脳脊髄液が漏れだしてしまうために起こってくる。これも大変重篤な深刻な病気ですけれども、当初は、この病気を発表した先生方に対して、交通事故で起こることが多かったのですかね、損害保険会社を中心として、もう聞くに堪えないような、これらは全く誤った学説だと攻撃が加えられた。そのために、本当にさまざまな形で治療に取り組んでいるお医者さんたちが孤立している状況が続いたわけですが、いくつかの裁判を経る中でこの脳脊髄液減少症については、国が研究班を作って、そして最初からこのように病気があるのだというふうに訴えてこられたお医者さんを中心として、治療方法が確立され、保険適用となり、診断基準が整備されていくと思うところまでやってきています。

私たちは、この裁判を通して国や製薬会社に治療法の確立ということを明確に求め、そしてそれを実現させていくという、これを抜きにして、このHPVワクチン薬害訴訟の意味はないと言っても過言ではないだろうと私は思っているわけです。

4つ目に私が話しておきたいのは、じゃあ今HPVワクチン薬害訴訟というのはどういう段階になっていて、これからどういう展開になるのかということです。提訴して長い年月が経ちました。皆さんも7年とか8年とかの長い年月を本当につらい思いをしながら闘っておられます。そして裁判では、本当に被告代理人たちの卑劣極まる法廷での対応等にもう怒りを爆発させる寸前で、この年月を堪えて来ていただきました。やっと、各地の裁判では、いよいよ証人調べ、証拠調べの段階に入るところまで行き着くことができました。これから、専門家証人の証人調べと、原告の皆さんの本人尋問というのが行われるという段階までやっときぎつけることができたわけです。しかもこの専門家証人の尋問はこれは本当に大事な大事な裁判になる。かつて薬害訴訟として有名なスモン訴訟では製薬会社がスモンはお薬の被害ではなく、ウイルスによって起こる感染症だという、そういう主張をして徹底的に最後に争いました。その時は京都大学のウイルス研究所がそのウイルス説を唱えて法廷に出てくる。本当に出てきたのは教授ではなかったのですが、その専門医の人がスモンはウイルスだと思う主張を法廷でやる。これを、原告の代理人となった弁護士たちは法廷での尋問で、反撃していくことを通して、スモンはキノホルムといお薬の副作用であるということが明確にしていっていったという過程があります。この専門家証人、自分が本当に原告の皆さんに寄り添って献身的に治療し、これはHPVワクチンの副作用であるということを立証してくださっている方が、法廷でその主張を明らかにすることになります。私たちは全力をあげて、このお医者さんたちを法廷で守りぬかなければいけません。そしておそらく、製薬会社は専門家とする証人を出してくるでしょう。HPVワクチンによる副作用、副反応ではありません、原告の皆さんが訴えている症状には、他の病気や他の原因によって起こるような症状がたくさん含まれていて、原告が主張するような副反応であるということにはエビデンスがありません、というようなことを法廷で堂々と述べる専門家が多分出てくることでしょう。

まあ、こういう人たちを私たちは毒まんじゅうを食らってると言うのです。毒まんじゅうって分かります。お金をもっている人です。こういう人たちを法廷で追求していくことがとても大事になる。その上で専門家証人の尋問が終わると、いよいよ原告の皆さんの代表が各地の裁判所で、自分たちが受けてきた被害を、まさに身をもって明らかにするという場面が訪れてくるわけです。私が、いろんな形で薬害の裁判とか、あるいはハンセン病の裁判等の弁護をしてきました。その中で、裁判所、何がということが裁判官たちを変えたか。何が勝訴する上で一番大事だったか。それは、被害を受けた原告の皆さんの訴えでした。先程震えるような字で「助けて」と書かれました。梅本さんのお母さんが、日記のように、毎日の娘のどこに痛みがあったか、先ほど明らかにされていましたが、お一人お一人はどんな被害を受け、一日一日をどんな思いで暮らし続けてきたのか、それを裁判官の人間としての心に訴えていくということが原告本人尋問ということになります。裁判官は、人間です。私たちは、裁判というのは、人間と人間との勝負だ。一人一人がひとりの人間として人間である裁判官に対して、あなたは人間であるならば、この私たちの被害、それはまさに心から受け止めてくださいって訴えるこそが、実は裁判を徹底的に勝利に導いていく原動力になるわけです。そういう意味で、いよいよこの HPV ワクチン薬害訴訟はこれからが本当の正念場になります。私はそういう場面を私たち一人一人が、どれだけ支えられるかっていう、その状況を作っているその責任が私たちにあると思うのです。

今、大分の地からこういうささやかな運動っていうのを、もう一回やろうというふうに考えているのはまさに、そういう思いがあるからです。みなさんががんばって、いよいよ裁判がこれからどうなるかという本当の意味での山場を迎えているときに、私達は全力でこの裁判を支えていくという体勢を作って行かなければいけません。だから、こういう勉強会をし、HPV ワクチン薬害訴訟をどれだけ多くの人に知ってもらって、その人たちの、これは自分たちの問題であると言う形で、この裁判の支援に加わっていただくか、これは今日参加していただいている私たち一人一人に課せられた、そういう責任だと私は思うわけです。

そういう意味で、どうか今日、この日の集いに参加して下さっている原告やそのご家族以外の方々に、いや、原告や家族の方にもそうですけれど、この HPV ワクチン薬害訴訟の支援を広げていくために全力を尽くしていきましょう。そのことが何よりも私たちに求められているんだと私は思うわけです。

今、コロナウイルスの感染拡大ということで、日本中が、私から言わせると間違った方向に導かれていくように思えて仕方ありません。何が起きているか？ ワクチン万能、コロナウイルスの感染を防ぐためにワクチンしかない、ワクチン打たないような人たちはまるで非国民。中には打たないということで解雇されるようになって、ワクチンを打たないのは会社に出社することを停止するという、職場の中で相手にされないということが起きました。

しかし、こうした状況の中でこそ、私たちはワクチンには必ず副反応がある。だからワクチン打つか打たないかは、一人一人がその副反応の状況等や自分の体調、自分の基礎疾患のその他を見極めた上で、自分で判断する。そういう自由を誰もが持っている、そのことを、HPV ワクチン副反応被害を知っている私たちだからこそ今の時代にやっぱり声は挙げていく必要があるのではないかと私は思っています。そして、コロナウイルスの感染拡大の中で、ワクチンの副反応を問う裁判の、いわば逆流の中で闘いを強いられているという側面があるだけに、今日のような、小さいけれど被害を受けられた方々の声を本当に大事にしながら、支援を広げていこうという集いを私たちは広げていきたいと思えます。

私も歳を取りましたけど全力で支援の輪を拡げていきたいと思えます。今日はどうもありがとうございました。頑張っていきましょう。

⑤10/3 学習会 九州弁護士 徳田 靖之 弁護士のお話し

みなさん、こんにちは。私からは要点だけを話して、後で今日のこの集會に参加している皆さんの発言とか、ご質問等を受ける形で進めたほうがいいかなと思っています。

今日は被害を受けられた原告の皆さんや、あるいはお母さんの話を聞いて、この HPV 薬害訴訟は、必ず勝つという確信を持ったということ、その事をまず皆さんにお話したいと思いました。

私もいろんな薬害裁判だとか、あるいはハンセン病裁判等に関与してまいりましたがけれども、裁判というのは、勝つかどうかということを決めるのは、被害を受けられた当事者の方が自分の被害をどれだけ語り尽くすことができるかということにかかっているわけです。国や製薬会社が、こうした被害についてまったく向き合おうとせずに、心因性の症状ではないかとか、一切ワクチンの反応とは関係ないというふうな、そういう態度をとり続けている時に、この被害の実情を裁判所にだれがきちんと訴えられるかということこそが、薬害訴訟の勝訴という結果をこれまでも導いてきたわけです。

それはサリドマイドがそうでしたし、スモンがそうでしたし、HIV 薬害訴訟がそうでしたし、薬害肝炎訴訟がそうでした。今日の皆さんのお話を聞いて、私自身、心を揺さぶられたと言いましょか、今日のように訴えを法廷の中で展開していくことを通して裁判官の心を揺さぶる、まさに勝訴判決というのを勝ち取っていくことができるのだらうということ、今日も確信して、そういう意味で今日苦しい心のうちを話してくださった皆さんに改めてお礼を言いたいと思いますし、皆さんの闘いを必ず勝利するために、私たちが支援を広げていくために、全力を尽くしていかなければいけないんじゃないかと、改めて感じました。

その上で今日は、私から、私の経験談みたいになるのですがけれども、薬害というものの構造を理解していただくために、製薬会社というのは一体どういう体質の存在なのかということ、それからこうした薬害問題になってきた時に、医療関係者っていうのはどういう動き方をするのかということをお話してみようかなと思います。もしお手元に大分の支援する会の通信最新号がありましたら、私が書きました原告への手紙の第 2 回を見ていただきながら聞いていただければと思います。

私は、製薬会社の本質というものを思い知ったのは、実は薬害エイズの裁判でした。薬害エイズの裁判というのは血友病の患者さんが血友病の治療にも使う凝固因子製剤という薬の中にエイズのウイルスが混入していたために起こった薬害なんです。凝固因子製剤というのは、人間の血液から作られる薬。それは主としてアメリカのプラズマセンターという売血所で血液を売って暮らす人たちが提供した、そうした売血が原料として作られていたわけです。その売血の中にエイズウイルス感染者が提供された血液が含まれているために、これで作られた血友病治療薬がエイズのウイルスに汚染されるという事態が起こったわけです。

この薬害エイズの際に何が問題だったかと言いますと、アメリカではいち早くこの薬の中に紛れ込んでしまった HIV ウイルスを活性化させないために熱を加えるという方法を開発したわけです。これによってアメリカでは、加熱製剤を使うことによって、新たに HIV ウイルス、エイズのウイルスに感染する人を防ぐことができた。そこで、そのアメリカの製薬企業はこれを日本に持ち込もうとしたんです。当時、日本の血友病治療というのはほとんどが国内の製薬メーカーによって提供される薬でシェアを占められたわけです。しかし、日本の企業は、この加熱処理ということが間に合っていなかったんです。アメリカの製薬会社が日本政府に加熱製剤の輸入承認を申請す

る。こういう状況になった時に、日本の製薬会社が何をしたと思います。この時、日本の大手製薬会社が国とそれからそうした製剤を加熱することについての治験を担当するであろう、血液病の専門医に働きかけて日本の製薬会社が加熱製剤の開発に成功するまでの間、アメリカからの加熱製剤の輸入承認に関する治験の開始を待ってくれという要請をしたわけです。この意味がわかりますか？つまりですね、アメリカではすでに、血液製剤を加熱することによって、新たなエイズウイルスの感染者が出てこないという状況が出ている、それを日本に持ち込もうとしたところ、日本の製薬会社は自分たちがまずは熱を加えることができていない、加熱製剤の開発ができていないので、その承認をするかどうかの治験を待ってくれ。これに実は2年間という年月がかかったんです。その間に、日本の血友病患者の多くの方たちはエイズのウイルスに感染するという被害が拡大してたわけです。当時5000人の血友病患者さんがいると言われていましたけれど、厚生労働省が最終的に把握したところで、1850人の人たちがエイズに感染してしまいます。

私が申し上げたいのは、製薬会社というのは、自分たちが今売っている血友病治療薬、このまま売り続けたら、血友病の患者の中にエイズのウイルスに感染する人がどんどん増えていくってということが分かりきっているんですよ。わかりきっていて、なおかつ自分たちの利益を守るためにエイズウイルスに感染することがない加熱製剤を日本国内で使用できるような状態にストップをかける。そういうことをやるのが製薬会社なんだということです。なんのためにそれをしているかという、それは企業として利益も上げるためにしていることになるわけです。だからこそ、日本の血友病の患者さんの多くがエイズのウイルスに感染するということが分かっている、自分達の利益を守るためにはアメリカの加熱製剤を輸入することをストップさせるということを平気でやる。これは製薬会社という会社の体質だと思います。私たちは、この裁判を闘う時に、製薬会社ってのはどういう体質の存在であるのかということを入念に入れて、闘いを進めていく必要があるのではないかという気がするのです。

今、このHPVワクチンについては積極的勧奨を再開しようとする動きがでています。この動きの背景にあるのはどういうことか？それは、HPVワクチンについて国が積極的な勧奨しないということによって、ワクチンを、はっきり言って売上が徹底的に落ち込んでいるからです。子宮頸がんワクチンを開発しているのは、世界的な大製薬会社です。多分、GSKは世界2位か3位ぐらいの売上の大企業じゃないですかね。彼らは今、何を考えているかという、この新型コロナウイルスの感染拡大という状況、この中でワクチンこそが感染拡大の決め手であるという風潮が全世界に定着しているというこの状況を利用して、まさにこの状況に便乗して、HPVワクチンについて、徹底的に普及を図ることによって、自分たちの利益をあげようとしているわけです。そういう動きに私が一番許しがたいと思うのは、日本の医療関係者が全面的に加担しようとしているということです。

今日私はここに「新型コロナウイルスと私たちの社会」という、この本のシリーズ3冊目、つい最近出たのを持ってきているんですけど、この本の中で有名な精神科医の斎藤環っていう筑波大学の教授だと思うんですけど、精神科医です。この方がどんなことを言っているかっていうことを紹介したい。この方はこの本の中でこういうことを言っています。『私たち医療関係者には反HPVワクチンキャンペーンを阻止できなかったという強い後悔がある。』今日皆さんが切実に訴えた被害の状況を踏まえて、国が積極的勧奨をして、マスコミがHPVワクチンについての副反応被害があるという報道をした。このことによる反HPVワクチンキャンペーンを阻止できなかったという強い後悔がある。そんな事を平然と言っているわけです。おいおい、ちょっと待って。斎藤さんはちょっと有名な人かもしれないけれど、君は精神科医で、じゃあ、このHPVワクチン薬害訴訟で何が争われているのか、君は一度だって診たことがあるのか？被害を訴える人たちが、どのような被害があって生きているのか、君は一度だって見たことがあるのか？マスコミがわずかにHPVワクチン被害を報道しただけで、いろんな社会やネットや医療界でこれに対して反発が巻き起こった中で、ひとりひとりの被害を受けられた皆さんは、苦しい思いをまさにこの裁判の中で闘っているということを知っているのか？そういうこと

を全く知らないで、精神科医にすぎないような人が、私たち医療関係者には反 HPV ワクチンキャンペーンを阻止できなかったと強い後悔がある、そのような形で医療関係者がワクチン推進論に丸乗りしてくる。それは昨今の積極的勧奨推進を再発するという動きの背景にあるというふうに言っているのではないかと思うわけです。何を言いたいのか、薬害というものは、あらゆる薬害に共通しているのですが、私たちは三位一体の構造をという風に捉えています。三位一体というのは、製薬会社と医療関係者と国とが、まさにそれぞれが絡み合った形で薬害被害を拡大しているという構造です。私たちは、この HPV ワクチン薬害訴訟は医療関係者の責任ということを経験せず意識しながら、これを告発していくということが、とても大事なことではないか。このことを私は、この闘いを進める上で、きちっと理解していることがとても重要ではないかというふうに思っています。

それは実はイレッサという薬害裁判、苦い苦い教訓をわたしたちは味わさせられたわけです。イレッサというのは抗がん剤です。このイレッサによる副作用を受けた被害者の人たち、そして裁判の中で、医療関係者はどうということかと言いますと、患者さんたちに、このイレッサ薬害訴訟の存在が、イレッサという有効な抗がん剤の普及を妨げているという形で告知していったのです。そのことによって、がん患者の皆さんと、イレッサによる苦痛の被害の薬害被害者とは対立関係にさせられている。そういう中で薬害被害者が孤立するっていう状況が生まれてしまったわけです。

つまり、薬害という問題に限定して申し上げますけれど、医療関係者というのが、こうした薬害の副作用、副反応被害に対して、きわめて無理解である、冷淡である。場合によっては、まさにその被害を塗り隠してしまう、そういう役割を果たしてきたのだということを踏まえた上で、HPV ワクチン薬害訴訟を闘っていかねばならないという感じがしています。

今日の時間がかなり押していますのですみません、もうこの程度のまとまりのない話しかできませんが、改めて申し上げますけれど、今日お話ししてくださったみなさん、そしてもう弁護士の何倍も有能な弁護士という感じがする梅本さん、まさに皆さんの声がこの裁判を必ず勝利に導くという事を確信させていただいたということを変更して申し上げて話は終わりにしたいと思います。

皆さん力を合わせて頑張っていきましょう。今日はどうもありがとうございました。

情報 BOX

訴訟に関する情報や各地の弁護団、支援団体の情報はこちらから

<https://www.hpv-yakugai.net>

**8/24の薬害
根絶一関連
は必見です！**



HPVワクチン薬害訴訟全国弁護団

次回以降各地期日は次のとおりです。

2021年11月15日(月) 東京訴訟期日

2021年12月1日(水) 名古屋訴訟期日

2022年1月17日(月) 九州訴訟期日 (オンラインではなく傍聴可能となる予定です)

「薬害訴訟を支える会・大分」はこれまでに薬害 HIV、訴訟、薬害肝炎訴訟などを支援してまいりました。そして、2021年3月27日に、『HPV ワクチン薬害訴訟を支える会・大分』を別途発足し、全国と連携して活動を開始致しました。問合せ先：大分市都町2-7-4 徳田法律事務所内事務局
TEL 097-537-3344 メール：kwalk3339@gmail.com

編集後記：編集で原告からの訴えを何度も何度も読みます。その都度被害の重さを何度も何度も痛感します。HPVワクチンの積極的接種再開の動きがでていますが、この副反応被害をなきものになんか絶対にさせない、新たに副反応に苦しむ人を出したくない、という原告の思いを一人でも多くの人に伝えたい。力強く厚労省や議員にも伝えたい。(kiyo)